



介護報酬の地域区分の見直し

- 今後の超高齢化社会を支える介護人材の確保を図っていくため、人件費の地域差の反映のあり方について、抜本的な見直しを行われたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護保険創設以来、国家公務員の地域手当の設定に準拠している人件費の地域差のあり方について、抜本的な見直しを行われたい。
- 次期介護報酬改定にあたっては、地域区分が1級地でも異なる地域と一つでも隣接していれば特例適用の対象となるよう見直されたい。

2. 提案・要望の理由

- 介護報酬については、平成12年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、公務員の地域手当に準じて市町村ごとに8段階の地域区分を設定し、地域区分ごとの単価（10円～11.4円）を介護サービスごとの単位数に乗じて算定されている。
- 最低賃金は都道府県別に設定されているが、介護報酬の地域区分は市町村ごとの設定であり、長年大きな見直しが行われていないままとなっている。
- 令和3年度改定において、市町が再度地域区分の選択を行えたことや、同一都道府県内における隣接地域の状況により特例の適用を判断することが可能となった点については前進である。しかし、新しい複数隣接ルールは4級地もの差がなければ適用されず、4級地以上という条件が加えられたことで適用を受けられなくなった市町が複数ある。
- 公務員の地域手当の設定がない地域については、介護人材不足等の地域の実情の変化に応じて、柔軟に介護保険を運営するうえで支障が生じている。

(本県の取組状況と課題)

地域の実情に応じた地域区分の見直し

令和3年度

5級地（10%）：大津市、草津市、栗東市

6級地（6%）：彦根市、守山市、甲賀市

7級地（3%）：長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町

級地なし（0%）：近江八幡市、米原市、竜王町、愛荘町、豊郷町、
甲良町、多賀町

○ 令和3年度介護報酬改定において、地域区分の設定については次の2つの場合に、隣接地域の地域区分のうち最も低い区分までの範囲で見直しが可能とされた。

①完全囲まれルール：当該地域より地域区分が高い地域に全て囲まれている場合

②複数隣接ルール：公務員の地域手当の設定がない（0%）の地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

○ 「複数隣接ルール」について「4級地以上の差」との条件のため、近江八幡市、竜王町、米原市、多賀町は地域区分が高い地域と複数隣接しているものの、級地差が4級地に満たないことから、複数隣接ルールが適用されず、地域バランスを考慮した地域区分の引き上げが行えなかった。

○ 県内の市町や事業者からは、隣接地域とのバランス、公平性確保の観点から、地域区分の見直しや、地域間格差が生じないよう広域的に介護報酬単価を統一する等の中長期的な抜本的是正を求める要望がある。

